

北栄町のまちづくりをみんなの手で

北栄町自治基本条例

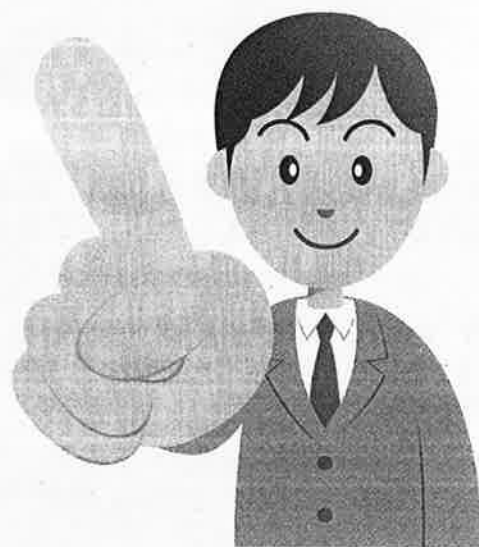
育てよう!まちづくりのルール

北栄町では、平成19年4月1日に「北栄町自治基本条例」を制定しました。

自治基本条例は、まちづくりの基本となる考え方や、町民・議会・行政の3者が力をあわせて、町政を進めていくための基本的ルールなどを定めた条例です。

平成26年12月、「北栄町自治基本条例審議会（林邦臣会長）」が、自治基本条例の見直しに関する提言書をまとめられ、町長に提言されました。

その中で、自治基本条例が町民に十分浸透していないとのご指摘を受け、あらためて、条例について知っていただき、条例により「協働と参画のまちづくり」を進め、活力に満ちた地域社会を築いていきましょう。



編集・発行

企画財政課 電話37-5864



北栄町自治基本条例の概要

3つのポイント

協働	住民参画	情報共有
----	------	------



町民の権利と責務

町民とは
「住民」(町内に住所を有する人で、外国人も含みます。)のほか、町内の事業所に勤務している人や町内の学校に通学している人をいいます。

権利
町から提供される情報を受け取るだけでなく、自ら町政に関する情報の提供を求めることができ(情報を知る権利)、政策立案から実施、評価に至る町的意思形成過程や実施過程で、責任を持って主体的に関与できる(参画)権利を持ちます。

責務
町民が自治の主体であり、まちづくりの担い手であることを自ら認識し、自分の発言と行動に責任を持ってまちづくりに関わることに努めます。



町長の責務
町民の意向を適正に判断し、町民の信託に応えるため、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、町民に対する自らの政治責任を果たします。

町民意見募集(パブリックコメント)
町民等の参画の機会を保障するものとして、重要な条例や計画を作成する前に、案を公表し、この案に意見を伺う機会を設けます。

職員の責務
「町民本位」の立場に立って、公平・公正・誠実で、かつ効率的に職務を遂行し、憲法や法令、条例、規則等を遵守するとともに、自ら知識や技能の向上に努めます。

町政運営の原則

町民参画の保障
町の計画、施策等の重要な事案の策定や重要な制度運営などに際しては、町民参加の度合いを高めるために審議会等の委員に一般公募を行います。
また、委員の選定にあたっては、男女比や年齢構成が不均衡にならないように努めます。

自治体経営
社会情勢に柔軟に対応でき、政策を着実に遂行できるような「簡素で機能的・効率的に動けるような組織」の編成に努めるとともに、効果的に運営します。

情報共有
町政に関する情報については、積極的に町民に提供することにより、町民との情報の共有に努めます

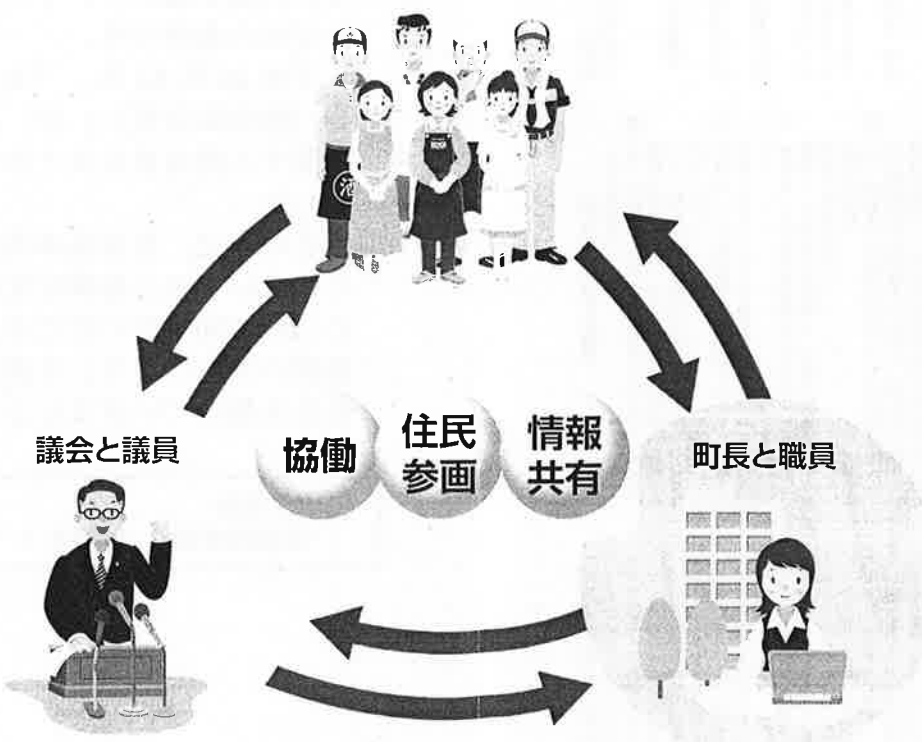
事業者の権利と責務

事業者とは
町内で事業活動を行う個人及び団体(法人を含みます。)をいいます

権利
事業者は、町民及び町と連携し、協働の担い手としてまちづくりに参画する権利を持ちます。

責務
事業者は、事業活動を行うに当たっては、自然環境及び生活環境に配慮するよう努め、社会的な役割を自覚し、町民及び町と協働しながら地域との調和を図るよう努めます。

町民・事業者・コミュニティ



コミュニティの役割

コミュニティとは
自治会のほか福祉やまちづくりなどのテーマを単位として活動している活動団体、ボランティアグループなど自由な意思に基づいて暮らしやすい地域社会を実現するために活動する組織をいいます。

町民は、安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、自分の意思でまちづくりに取り組み、地域の住民同士がそれぞれ助け合いながら、地域の課題の解決に向けて自ら行動していくよう努めます。

議会の権限と責務

権限
町政運営を監視、けん制及び調査する権限を持ち、「地域のことは地域で考え、地域で決める」という自主・自立の自治体運営の意思決定機関です。

責務
「開かれた議会」であるため、町民に対して、会議を公開し、情報を積極的に公開または提供することに努めます。

議員の責務
議員は、議会が権限を適切に行使できるように、地域の課題や町民の意見を十分把握するとともに、より高潔な倫理的義務に徹し、町政全体の観点から判断を行います。

協働と参画のまちづくり

参画とは
政策立案から実施、評価に至る町的意思形成過程や実施過程で、責任を持って主体的に関与することをいいます。

町の責務
町は、協働によるまちづくりを進めていくために、町民やコミュニティの自発的な活動に対し、必要な支援を行います。

協働とは
異なる主体が、それぞれの責任と役割分担に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら、情報や資源を共有し、地域の課題や社会的な課題を解決するために協力し合うことをいいます。



目次

前文
第1章 総則(第1条～第4条)
第2章 町民と事業者(第5条～第11条)
第3章 協働と参画(第12条～第19条)
第4章 町長と職員(第20条～第24条)
第5章 町民の権利と義務(第25条～第30条)
第6章 協働と参画(第31条～第36条)
第7章 町政運営の原則(第37条～第40条)
第8章 町民の権利と義務(第41条～第44条)
第9章 町民の権利と義務(第45条～第48条)
第10章 町民の権利と義務(第49条～第52条)
第11章 町民の権利と義務(第53条～第56条)
第12章 町民の権利と義務(第57条～第60条)
第13章 町民の権利と義務(第61条～第64条)
第14章 町民の権利と義務(第65条～第68条)
第15章 町民の権利と義務(第69条～第72条)
第16章 町民の権利と義務(第73条～第76条)
第17章 町民の権利と義務(第77条～第80条)
第18章 町民の権利と義務(第81条～第84条)
第19章 町民の権利と義務(第85条～第88条)
第20章 町民の権利と義務(第89条～第92条)
第21章 町民の権利と義務(第93条～第96条)
第22章 町民の権利と義務(第97条～第100条)

前文
私たちのまち北栄町は、美しい白砂青松の海岸を有し、大山・蘇山三山が一望できる風光明媚で、肥沃な黒くく大地と広大な砂丘に恵まれた自然環境豊かなまちです。

私たちは、多くの先人の努力と英知によって今日の姿があることに感謝の気持ちを忘れず、この豊かな自然環境や永年培われてきた歴史や伝統、文化などを誇り、心からこのまちを愛し、「人と自然が共生し、あたたかい心のふれあうまち」を目指し、次世代に引き継がなければならない。

私たちは、町民一人ひとりを大切にし、自治の担い手としての責任と役割を自覚し、町民と行政が協働してまちづくりを進め、子どもから高齢者まで安全で安心して暮らせるまち、子どもたちが夢と希望を持ち心豊かに育つまちを創るため、ここに北栄町の最高規範として、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)
第1条 この条例は、北栄町におけるまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、町民、議会、行政が互いに尊重しあひ、協働のまちづくりを行うために、町民参加に必要な情報を共有し、町民が積極的にまちづくりに参画できるように、町政運営の基本的な考え方や仕組み等を定め、活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的とする。

(用語の意味)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内に住み、働き、学ぶ全ての人をいう。
- (2) 事業者 町内で事業活動を行う人をいう。
- (3) コミュニティ 町民が互いに助け合い、豊かな暮らしを築くことを目的として構成する自治会及び自主的な意思によって構成する組織をいう。
- (4) 町長 教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会など町の執行機関をいう。
- (5) 協働 町民、事業者及び町が互いの特性を尊重し、役割分担に基づいて対等な立場で助け合い、協力すること。
- (6) 参画 まちづくりに関する計画段階を含めた全ての過程に主体的に参加し、意思決定に加わること。

第3条 この条例は、町が定める最高規範であり、町

は、他の条例、規則及び計画については、この条例の内容を尊重し、この条例に適合させなければならない。

(基本理念)
第4条 町民及び町は、次に掲げることをこの条例の基本理念として推進するものとする。

- (1) 一人ひとりの基本的人権が尊重されるまちづくり
- (2) 町民が自治の主体であり、町政の主権者であるまちづくり
- (3) 住民参画と協働による公平で公正なまちづくり
- (4) 健康で安心・安全な暮らしができるまちづくり
- (5) 人と自然が共生し、歴史・文化の息づくまちづくり
- (6) 次代を担う子どもたちが夢と希望を持ち、のびのびと育つまちづくり

第2章 町民と事業者

(町民の権利と義務)
第5条 町民は、町が保有する情報を知る権利を有するとともに、まちづくりに参画する権利を有する。

第6条 町民は、前条各号に掲げるまちづくりを進めるに当たっては、互いに尊重しあうとともに、主体的にまちづくりに参画するよう努める。

第7条 町民は、主権者として自らの発言と行動に責任を持つ。

(事業者の権利と義務)
第8条 事業者は、町民及び町と連携し、協働の担い手としてまちづくりに参画する権利を有する。

第9条 事業者は、事業活動を行うに当たり、自然環境及び生活環境に配慮するよう努める。

第3章 議会

(議会の権限と責務)
第10条 議会は、町民の代表として選ばれた議員によって組織された本町における意思決定機関であり、町民の信託に応えるため、事業の決定、町政の監視、けん制及び調査する権限を有する。

第11条 議会は、法令に定める権限を行使し、町民の意思を反映したまちづくりの実現に努める。

第12条 議会は、町民への情報提供を積極的に行うとともに、町民に開かれた議会運営に努める。

第13条 議員は、町民の信託に応え、この条例の理念を実現するために、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、町政全体の観点から判断を行う。

第14条 議員は、地域の課題と町民の意見の把握に努めるとともに、町政全体の観点から判断を行う。

第15条 議員は、地域の課題と町民の意見の把握に努めるとともに、町政全体の観点から判断を行う。

第16条 議員は、地域の課題と町民の意見の把握に努めるとともに、町政全体の観点から判断を行う。

第4章 監査委員

(監査委員の権限と責務)
第17条 監査委員は、予算の執行、契約、財産管理等の財務に關する町の事務の執行について監査するほか、法令に定める監査を実施する権限を有する。

第18条 監査委員は、職務を遂行するに当たって、常に公平・公正の態度を保持して監査を実施しなければならない。

第19条 監査委員は、違法、不正の指摘にとどまらず、指導に重点を置いて監査等を実施することにより、町政の適法性、効率性、妥当性の保障を期するものとする。

第20条 町は、監査委員の職務を遂行するに必要となる事項は、別に条例で定める。

第21条 町は、監査委員の職務を遂行するに必要となる事項は、別に条例で定める。

第22条 町は、監査委員の職務を遂行するに必要となる事項は、別に条例で定める。

第23条 町は、監査委員の職務を遂行するに必要となる事項は、別に条例で定める。

第5章 町長と職員

(町長の責務)
第24条 町長は、町民の意向を適正に判断し、町民の信託に応えるため、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、町民に対する自らの政治責任を果たさなければならない。

第25条 町長は、この条例の理念を実現するために、全力を挙げてまちづくりの推進に努めなければならない。

第26条 町長は、人材の育成を図るとともに、職員を指揮監督し、その能力を評価し、適正に配置するよう努めなければならない。

第27条 町長は、職員の遂行に必要な知識の取得、技能の向上とともに、創意工夫に努めなければならない。

第28条 町長は、法令及び条例等を遵守しなければならない。

第29条 町長は、法令及び条例等を遵守しなければならない。

第30条 町長は、法令及び条例等を遵守しなければならない。

第6章 協働と参画

(協働)
第31条 町民、事業者、コミュニティ及び町は、お互いの理解と信頼関係のもとに協働によるまちづくりを推進するよう努める。

第32条 町は、協働によるまちづくりを進めていくために、町民及び事業者(以下「町民等」という。)が自立的に活動するための仕組みや協働のルールを整備し、必要な支援を行わなければならない。

第33条 町は、多様な町民参画制度の整備を図り、町民等の参画する機会を保障しなければならない。

第34条 町は、町民等が参画できないことにより不利益を受けることのないよう配慮しなければならない。

第35条 町は、重要な条例や計画の策定に当たり、町民等の意見を反映させるため、事前に案を公表し、町民等が意見を提出できる機会を設けなければならない。

第36条 町は、重要な条例や計画の策定に当たり、町民等の意見を反映させるため、事前に案を公表し、町民等が意見を提出できる機会を設けなければならない。

第37条 町は、重要な条例や計画の策定に当たり、町民等の意見を反映させるため、事前に案を公表し、町民等が意見を提出できる機会を設けなければならない。

第7章 町政運営の原則

(自治体経営)
第38条 町は、事業の実施に当たっては、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めるとともに、町民満足度の向上、成果重視及び迅速対応の観点から、次に掲げる事項とあり、中長期的な展望に立つた自治体経営を行わなければならない。

第39条 町は、事業の実施に当たっては、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めるとともに、町民満足度の向上、成果重視及び迅速対応の観点から、次に掲げる事項とあり、中長期的な展望に立つた自治体経営を行わなければならない。

第40条 町は、事業の実施に当たっては、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めるとともに、町民満足度の向上、成果重視及び迅速対応の観点から、次に掲げる事項とあり、中長期的な展望に立つた自治体経営を行わなければならない。

第41条 町は、事業の実施に当たっては、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めるとともに、町民満足度の向上、成果重視及び迅速対応の観点から、次に掲げる事項とあり、中長期的な展望に立つた自治体経営を行わなければならない。

第42条 町は、事業の実施に当たっては、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めるとともに、町民満足度の向上、成果重視及び迅速対応の観点から、次に掲げる事項とあり、中長期的な展望に立つた自治体経営を行わなければならない。

第43条 町は、事業の実施に当たっては、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めるとともに、町民満足度の向上、成果重視及び迅速対応の観点から、次に掲げる事項とあり、中長期的な展望に立つた自治体経営を行わなければならない。

第44条 町は、事業の実施に当たっては、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めるとともに、町民満足度の向上、成果重視及び迅速対応の観点から、次に掲げる事項とあり、中長期的な展望に立つた自治体経営を行わなければならない。

第8章 連携と交流

(他の自治体との連携)
第45条 町は、広域的課題及びその他の共通課題を解決するため、他の地方自治体と積極的に連携し、協力するよう努めなければならない。

第46条 町は、広域的課題及びその他の共通課題を解決するため、他の地方自治体と積極的に連携し、協力するよう努めなければならない。

第47条 町は、広域的課題及びその他の共通課題を解決するため、他の地方自治体と積極的に連携し、協力するよう努めなければならない。

第48条 町は、広域的課題及びその他の共通課題を解決するため、他の地方自治体と積極的に連携し、協力するよう努めなければならない。

第49条 町は、広域的課題及びその他の共通課題を解決するため、他の地方自治体と積極的に連携し、協力するよう努めなければならない。

第50条 町は、広域的課題及びその他の共通課題を解決するため、他の地方自治体と積極的に連携し、協力するよう努めなければならない。

第51条 町は、広域的課題及びその他の共通課題を解決するため、他の地方自治体と積極的に連携し、協力するよう努めなければならない。

第9章 条例の見直し等

(条例の見直し)
第52条 町長は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本町にふさわしく、社会情勢に適合したものを検討し、必要に応じて改定する。

第53条 町長は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本町にふさわしく、社会情勢に適合したものを検討し、必要に応じて改定する。

第54条 町長は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本町にふさわしく、社会情勢に適合したものを検討し、必要に応じて改定する。

第55条 町長は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本町にふさわしく、社会情勢に適合したものを検討し、必要に応じて改定する。

第56条 町長は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本町にふさわしく、社会情勢に適合したものを検討し、必要に応じて改定する。

第57条 町長は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本町にふさわしく、社会情勢に適合したものを検討し、必要に応じて改定する。

第58条 町長は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本町にふさわしく、社会情勢に適合したものを検討し、必要に応じて改定する。

附則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第15条及び第16条の規定は、別に定める条例の施行の日から施行する。

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第15条及び第16条の規定は、別に定める条例の施行の日から施行する。

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第15条及び第16条の規定は、別に定める条例の施行の日から施行する。

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第15条及び第16条の規定は、別に定める条例の施行の日から施行する。

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第15条及び第16条の規定は、別に定める条例の施行の日から施行する。

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第15条及び第16条の規定は、別に定める条例の施行の日から施行する。

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第15条及び第16条の規定は、別に定める条例の施行の日から施行する。